

二 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査

- (一) オランダ王国において、チチュウカイミバエについて次の方法によりトラップ調査(トラップを用いた有害動物の発生の有無に関する調査をいう。以下同じ。)が行われていること。
- ア 調査はオランダ王国植物防疫機関が行うこと。
- イ ジャクソン型のトラップにより、誘引剤としてトリメドルアーを用いて行うこと。
- ウ 指定生産地域にあつては、トラップをチチュウカイミバエの寄主植物の分布状況を勘案して適正に配置すること。
- エ 検疫監視地域及び指定栽培施設内にあつては、トラップをオランダ王国植物防疫機関が必要と認める地点に配置すること。
- オランダ王国において、次の方法により生果実調査(生果実に係る有害動物の付着の有無に関する調査をいう。以下同じ。)が行われていること。
- ア 調査はオランダ王国植物防疫機関が行うこと。
- イ 検疫監視地域においては、輸入された生果実について行うこと。
- ウ 指定生産地域及び指定栽培施設内においては、チチュウカイミバエの寄主植物について行うこと。
- エ 主として傷害、奇形等を有している生果実について行うこと。
- 三 輸送方法
船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。
- 四 生産地における検査及び証明
(一) オランダ王国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、有害動物及び有害植物が付着していないことを認め、又は信する旨記載されているオランダ王国植物防疫機関が発行した植物防疫証明書が添付してあるものであること。
- (二) 植物防疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。
ア チチュウカイミバエに侵されていないこと。
イ 二の発生調査の結果、チチュウカイミバエが発見されていない指定生産地域で生産されたものであること。
ウ 二の発生調査の結果、チチュウカイミバエが発見されていない指定栽培施設内で生産されたものであること。

五 生果実は、チチュウカイミバエの侵入をおそれないと認められる材料によりこん包されていること。

- (一) こん包は、指定生産地域内のオランダ王国植物防疫機関が適当と認めるこん包施設において行われていること。
- (二) 各こん包には、オランダ王国植物防疫機関による封印がなされていること。
- 六 表示
(一) 二の発生調査の結果の確認並びに四の(一)の検査が行われた生果実のこん包に、輸出植物防疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。
- (二) 仕向地の表示は、こん包の三面以上になされていること。
- 農林水産省告示第八十二号
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表一の二の項のタイ王国から発送されるナンカンワン種、ナンドクマイ種、ビムセンダン種及びラッド種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、平成五年二月一日から施行し、昭和六十二年二月二十日農林水産省告示第八十七号(植物防疫法施行規則別表一の二の項のタイ王国から発送されるナンカンワン種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)は、平成五年一月三十一日限り廃止する。
平成五年一月二十七日
農林水産大臣 田名部匡省
- 一 植物及び地域
ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ビムセンダン種及びラッド種のマンゴウの生果実であつて、タイ王国のうち、タイ王国植物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。
- 二 輸送方法
船積貨物、航空貨物又は航空機手荷物(旅客又は乗務員の携帯品であつて、当該旅客又は乗務員と同一の航空機で運ばれるものをいう。以下同じ。)として輸入されたものであること。
- 三 生産地における検査及び証明
(一) タイ王国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、有害動物及び有害植物が付着していないことを認め、又は信する旨記載されているタイ王国植物防疫機関が発行した植物防疫証明書が添付してあるものであること。
- (二) 植物防疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。
ア ミカンヨミバエ又はウリミバエ(以下「ミバエ類」という。)に侵されていないものであること。
イ 四の消毒が行われたものであること。
ウ 植物防疫証明書には、(一)の検査及び四の消毒の実施を確認した旨の植物防疫官による付記がなされていること。
- 航空機手荷物として輸入される場合にあっては、(一)の植物防疫証明書又はその写しにその生果実が輸入される場所(支所を含む)へあらかじめ送付されており、かつ、当該証明書の内容の表面に貼付されているものであること。
- 四 ナンカンワン種のマンゴウの生果実については、蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用し、その温度以上で十分間消毒すること又は生果実の中心温度を一定の上昇率で四十三度まで上げ、その後、飽和蒸気を使用して、生果実の中心温度を四十七度とし、その温度以上で十分間消毒すること。
- (一) ナンドクマイ種、ビムセンダン種及びラッド種のマンゴウの生果実については、蒸熱処理施設において、生果実の中心温度を一定の上昇率で四十三度まで上げ、その後、飽和蒸気を使用して、生果実の中心温度を四十七度とし、その温度以上で十分間消毒すること。
- 五 こん包及びこん包場所
(一) 消毒された生果実には、ミバエ類の侵入をおそれないと認められる材料によりこん包されていること。
- (二) こん包は、ミバエ類の侵入をおそれないと認められる場所で行われていること。
- (三) 各こん包には、タイ王国植物防疫機関による封印がなされていること。
- 六 航空機手荷物の保管場所
航空機手荷物として輸入される場合にあっては、当該生果実がタイ王国植物防疫機関により指定された場所において保管されていたものであること。

七 表示

- 三の(一)の検査及び四の消毒が行われた各生果実には、輸出植物防疫が終了している旨の表示がなされており、また、そのこん包の三面以上に仕向地が日本である旨の表示がなされていること。
- 通商産業省告示第三十三号
輸出検査法(昭和三十三年法律第九十七号)第十九条第二項の規定に基づき、昭和三十三年通商産業省告示第八十八号(輸出検査法第三条の検査を行う指定検査機関の名称、住所、検査の区分および検査を行う事業所の所在地を告示した件)の一部を次のように改正する。
平成五年一月二十七日
通商産業大臣 森 喜朗
財団法人綿スフ織物検査協会の項中「八幡浜市大字向灘字高城二二九の二」を削る。
- 通商産業省告示第三十四号
輸出検査法(昭和三十三年法律第九十七号)第十九条第二項の規定に基づき、昭和三十三年通商産業省告示第七十六号(輸出検査法第四条第一項の検査を行う指定検査機関の名称、住所、検査の区分および検査を行う事業所の所在地を告示した件)の一部を次のように改正する。
平成五年一月二十七日
通商産業大臣 森 喜朗
財団法人綿スフ織物検査協会の項中「八幡浜市大字向灘字高城二二九の二」を削る。
- 通商産業省告示第一号
エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十八条第一項及び第二十条の規定に基づき、自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等を次のように定めたので、告示する。
なお、昭和五十四年十二月二十七日通商産業省・運輸省告示第一号(自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等を定めた件)は、廃止する。
平成五年一月二十七日
通商産業大臣 森 喜朗
運輸大臣 越智 伊平
四 標準の試験
一 車軸の基準
エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和五十四年政令第267号)第4条第一号に掲げる乗用自動車(以下「乗用自動車」という。)の製造又は輸入の事業を行う者(以下「製造事業者等」という。)は、平成五十二年四月一日に始まり